

(陳受18第26号)

出資法の上限金利引き下げに関する陳情

受理年月日

平成18年8月29日

陳情者

新宿区岩戸町12番地レベッカビル
東京青年司法書士協議会
会長 千葉 諭 ほか2団体

陳情の要旨

現在、わが国の公定歩合は0.40%、銀行の預金金利0.098%、貸出約定平均金利2%以下という超低金利状況にありますが、消費者金融、商工ローン、クレジットカードのキャッシングの金利は、一部に改善が見られるものの、最高年29.2%という高金利となっています。

クレジット、サラリーマン金融、商工ローンの高金利は、利用者の返済能力を無視した過剰な融資の根源的な要因であり、利用者の安定した生活を破壊し、年間申し立てが18万件を超える自己破産者を生み、夜逃げ、経済苦による自殺、一家心中等の悲劇をもたらしています。

貸金業者がこのような高金利で営業しているのは、利息制限法に罰則がなく、刑罰が課される上限金利が現在年29.2%となっているからです。

さらに出資法の特例により年54.75%という超高金利が許容されている日賦貸金業(日掛け金融)には、高金利のうまみを狙って中小の貸金業者が参入し、違法な貸し付け行為等により多重債務者を拡大する事例が後を絶ちません。

同じく特例金利が認められている電話金融担保も電話加入権自体が実質的財産価値を失っており、今日このような特例金利を認める必要がありません。また、約定利息以外で保証料等を徴収し、出資法や利息制限法を脱法しています。

多重債務による深刻な被害を食いとめ、平穏な市民生活に資するため、貴議会として次の事項について意見書をご提出くださるよう陳情いたします。

記

1. 出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで例外なく引き下げること。
2. 貸金業規制法第43条のみなし弁済規定を撤廃すること。
3. 出資法附則に定める日賦貸金業、電話金融担保の特例金利の廃止及び保証料名下での出資法及び利息制限法の脱法を禁止すること。